

琴浦町環境基本計画〔第3次〕

令和7年度 年次報告書

令和8年（2026年）7月

鳥取県 琴浦町

はじめに

琴浦町環境基本計画〔第3次〕（以下、「環境基本計画」という。）は、「琴浦町環境に配慮したまちづくり推進に関する基本条例」（環境基本条例）の理念を具体的の実現するため、令和5年（2023年）6月に策定した計画です。「環境に配慮したまちづくりの推進」を基本目標に掲げ、町民・事業者・町が協力し、過大な負担や性急さのない着実な取組みを進めることとしています。計画期間は令和9年度末までの5年間です。

本計画では、基本目標の実現に向けて次の4つの基本方針を定めています。

【基本目標】 環境に配慮したまちづくりの推進

この基本目標のもと、次の4つの基本方針に基づき、地域環境の保全・継承を進めるとともに、その取組みを地球環境の保全につなげることを目指しています。

【基本方針1】 町民の健康の保護及び快適で健康的なまちづくりの推進

【基本方針2】 人と自然とのふれあいの確保及び生態系に配慮した自然環境の保全・継承

【基本方針3】 地域の特性を生かした景観の形成及び自然、文化、産業の調和の取れた快適な環境の創造・継承

【基本方針4】 資源の循環的利用、再生可能エネルギーの導入促進、効率のよいエネルギーの活用及び廃棄物の減量の推進

本報告書は、環境基本計画第5章に定める「実施計画の推進と年次報告」に基づき、令和7年度（2025年度）の取組実績をとりまとめたものです。次の4つの事項について報告します。

本報告書の構成

第1章 町を取り巻く環境の状況
第2章 環境に関する取組みの実施状況
第3章 計画で定めた目標の達成状況
第4章 その他（令和7年度の重点取組・令和8年度の取組予定など）

第1章 町を取り巻く環境の状況

1. 琴浦町の概況と自然環境

琴浦町は鳥取県の中部に位置し、南は大山山麓、北は日本海に抱かれた、山と海の豊かな自然に育まれた町です。総面積は 139.97k ㎡で、このうち森林面積が 87k ㎡、農地が 27.8k ㎡を占め、海岸部の平地、中山間地、山地と多様な自然条件に恵まれています。

海岸線は全長約 15km にわたり、赤碕本港・逢東港などの港湾と、八橋海岸などの砂浜、地域振興に取り組む鳴り石の浜などの礫浜等、多様な形態を有しています。船上山・大山滝の位置する東大山山系、加勢蛇川・勝田川を中心とした水系、特徴ある形状の海浜等には、貴重な動植物が多く生息しており、これらの自然環境を総合的に保全・継承していく必要があります。

一方で、農業従事者の高齢化や担い手不足、鳥獣被害の拡大などにより遊休農地・耕作放棄地が増加し、手入れのされていない山林も増えるなど、豊かな自然の保全に課題が生じています。また、人口減少を背景に空家が年々増加するなど、地域環境の維持・継承に向けた取組みが求められています。

2. 生活環境（公害）の状況

環境基本計画では、地球温暖化対策とあわせて、町民の健康で快適な暮らしを支える生活環境（公害の防止）の保全を重視しています。本町では大規模な公害は発生しておらず、河川・海域の水質、大気、悪臭、騒音・振動などについて、関係法令や鳥取県公害防止条例の基準に基づき状況を把握し、おおむね良好な生活環境が保たれています。

水質については、主要河川で定期的な検査を行い、環境基準を満たす状況が続いています。大気・悪臭・騒音についても、事業者との協力や啓発を通じて良好な状態を維持しています。また、生活排水を処理する下水道等の整備はほぼ完了しており、引き続き下水道への接続や浄化槽の適正管理を進めることが、水質保全に向けた課題となっています。各分野の具体的な取組状況は第2章で報告します。

3. CO₂排出量の状況

本町の CO₂排出量は、2013（平成 25）年度の約 161 千 t-CO₂を基準として、年々減少傾向にあります。直近データである 2021（令和 3）年度時点で約 115 千 t-CO₂であり、基準年から約 28%の削減が図られています。部門別にみると、産業部門と運輸部門の排出量が多く、次いで家庭部門、業務その他部門となっています。

【目標】 2030 年 2013 年度比 61%削減

2050 年 カーボンニュートラルの実現（排出量ゼロ）

部門	2013 年度 (基準年)	2025 年度 (実績)	2025 年度 削減量	削減率
産業部門	63	48	15	▲24%
業務その他部門	29	16	13	▲45%
家庭部門	32	21	11	▲34%
運輸部門	46	36	10	▲22%
合計	170	122	48	▲28%

単位：千 t-CO₂ 出典：環境省「自治体排出量カルテ」より（産業部門は事業所排出量積上法を併用しない）

※表中の内訳と合計は、四捨五入の関係で一致しない場合があります。

4. 森林吸収量の状況

本町の森林における年間CO₂吸収量は約18千t-CO₂（2015～2024年の平均）であり、これは2021年度の町内CO₂排出量の約16%に相当します。樹種別の内訳はヒノキ（43%）、スギ（32%）、マツ（16%）、広葉樹（9%）です。一般に若い樹木ほど光合成によるCO₂吸収量が多いため、将来にわたって吸収量を確保するには、間伐等による適正な森林管理と森林の更新が重要です。

5. 気候変動をめぐる国内外・本町の動向

国際的には、パリ協定の実施に向けて各国が削減目標を強化しています。2025（令和7）年11月にブラジル・ベレンで開催された国連気候変動枠組条約第30回締約国会議（COP30）は、パリ協定採択から10年の節目にあたり「実施（実行）のCOP」と位置づけられ、計画段階から実行段階への移行と、1.5℃目標達成に向けた取組みの加速が改めて求められました。国内では2020年に「2050年カーボンニュートラル」が宣言され、2025（令和7）年2月に改定された「地球温暖化対策計画」では、2035年度・2040年度に2013年度比でそれぞれ60%・73%削減するという新たな目標（日本のNDC）が設定されています。鳥取県も2020年1月に「2050年温室効果ガス排出実質ゼロ」を宣言しています。

本町においても、2024（令和6）年3月の町議会定例会において「ことうらぜろカーボンチャレンジ宣言」を表明し、2050年までにCO₂排出量実質ゼロを目指すことを宣言しました。続く令和7年5月には「琴浦町地球温暖化対策実行計画（区域施策編）」を策定しました。本計画は環境基本計画（第3次）に包含される計画として位置づけられ、2030年度に2013年度比61%のCO₂削減、2050年度のカーボンニュートラル実現を目標としています。

また、令和7年5月には、本町を含む鳥取県中部の倉吉市・北栄町・琴浦町や鳥取県、（株）鳥取みらい電力等による共同提案が、環境省の「脱炭素先行地域」（第6回）に選定されました。脱炭素先行地域は、2050年カーボンニュートラルに向けて「実行の脱炭素ドミノ」のモデルとなる地域であり、民生部門（家庭部門・業務その他部門）の電力消費に伴うCO₂排出を2030年度までに実質ゼロとすることを目指すものです。選定を受け、近隣市町や地域新電力会社等と連携した取組みを進めています。

さらに本町は、環境省が推進する国民運動「デコ活」（脱炭素につながる新しい豊かな暮らしを創る国民運動）の趣旨に賛同し、「デコ活宣言」を行いました。これは、町民一人ひとりの暮らしの中での脱炭素につながる行動変容を後押しするもので、今後、広報誌等を通じた啓発・普及を進めていきます。

6. エネルギー安全保障と再生可能エネルギー・資源循環への注目の高まり

近年、中東情勢の緊迫化など地政学上のリスクが高まり、エネルギーの安定供給が大きな課題となっています。日本は原油輸入の約9割以上を中東地域に依存し、その多くがホルムズ海峡を経由しているため、同海峡をめぐる情勢の変化は原油・LNG価格や電力料金にも影響を及ぼします。こうした状況を背景に、エネルギー自給率の向上に資する再生可能エネルギーの導入拡大や、限りある資源を有効に循環利用する資源循環（サーキュラーエコノミー）の重要性が、改めて世界的に注目されています。

本町においても、地域に賦存する太陽光・風力・水力等の再生可能エネルギーの活用と、ごみの減量化・資源化を一層進めることは、地球温暖化対策にとどまらず、外部環境の変化に強い、持続可能で自立した地域づくりにつながるものと考えられます。

第2章 環境に関する取組みの実施状況

環境基本計画（第3次）に掲げる4つの基本方針に基づく各取組みについて、計画本文に定める施策の趣旨とあわせ、令和7年度の実施状況を報告します。

基本方針1 町民の健康の保護及び快適で健康的な町づくりの推進

【全体像・現状と課題】

町の産業・経済基盤と共存しつつ、公害のない快適で環境に配慮したまちづくりを進めます。

農林水産業・商工業の事業活動に伴う公害を防止するため、必要に応じて事業者と環境保全協定を結び、家庭・事業活動・町の施策において環境負荷の低減を図ることが必要です。

1-① 海洋・河川の水質保全

- ・16河川（17箇所）の水質検査を実施し、全ての河川において水質基準を満たした。工業排水については1社と公害防止協定を結び、専門事業者が水質検査を実施。（町民生活課）

1-② 生活排水の処理

- ・下水道接続率：81.7%（基準年R4：79.0%、対基準年比+2.7ポイント）。環境負荷軽減が図られた。（上下水道課）
- ・浄化槽法定点検率：61.6%（基準年R4：44.1%、対基準年比+17.5ポイント）。未受検者への通知発送や対象者の整理により大きく向上した。（上下水道課）

1-③ 野外焼却の防止

- ・行政放送や外部機関（警察）等と連携した防止啓発を実施。令和7年度の苦情件数は2件（基準年R4：10件）に減少した。（町民生活課）

1-④ 騒音・振動・大気汚染・悪臭の防止

- ・公用車の更新にあわせてEV車を4台導入（令和6年度からの繰越事業分を含む）。総務課・町民生活課・子育て応援課・社会教育課に各1台配備。（総務課）

1-⑤ 犬・猫等の愛玩動物の飼養管理

- ・狂犬病予防接種率：77.2%（R4実績73.5%から+3.7ポイント）。死亡犬・所在不明犬の整理を行い接種率向上を進めたほか、オンライン申請の本格運用を開始した。（町民生活課）

1-⑥ 地下水の涵養

- ・笠見・美好地区の森林経営管理権集積計画案を策定（集積希望者の該当はなし）。森林環境譲与税を活用した山林の適正管理を推進している。（農林水産課）

基本方針2 人と自然とのふれあいの確保及び生態系に配慮した自然環境の保全・継承

【全体像・現状と課題】

生態系に配慮しながら自然とふれあい、ボランティアによる環境愛護を推進し、自然への負荷を少なくするまちづくりを目指します。

ごみの不法投棄撲滅、海岸漂着物の回収、地域環境の美化促進、幼少期からの環境教育を進める必要があります。

2-① 海岸漂着物の回収

- ・海岸清掃を定期的に行う団体数：19団体（基準年 R4：17団体）。啓発等により増加してきたが、令和7年度は前年度から横ばい。（町民生活課）

2-② 国立公園内の美化・保全活動

- ・船上山、一向ヶ平周辺（大山滝）等で定期的な清掃活動を継続して実施し、国立公園内の自然美化に努めた。（商工観光課）

2-③ 幼少期からの環境学習（保全活動）

- ・全てのこども園（保育園）で園外保育等による自然体験・ゴミ拾い等を実施。「森の教室」植樹祭に1園が参加し、自然界の循環について学んだ。（子育て応援課）
- ・全ての小中学校で地域の自然・環境に触れる取り組みを実施（動植物の観察、河川等の水質調査、ごみ処理の学習、海岸清掃等）。（教育総務課）

2-④ 自然観察会等の開催

- ・地域の自然・史跡名勝を活用した学びの機会を6回提供（雨天により中止となった3事業を除く）。（社会教育課）

基本方針3 地域の特性を生かした景観の形成及び自然・文化・産業の調和の取れた快適な環境の創造・継承

【全体像・現状と課題】

美しい景観・自然・文化を次世代へ継承するため、不法投棄の防止、空家の適正管理、農地・森林の保全を進めます。

町域が広大で中山間地～山地は監視の目が届きにくく不法投棄が課題。人口減少により空家・遊休農地は増加傾向にあります。

3-① 不法投棄監視

- ・監視員2名体制で月2回/1人の監視パトロールを実施（年間24回）。継続して2名の監視員を配置している。（町民生活課）

3-② 不法投棄の撲滅

- ・令和7年度の不法投棄事案数：3件（基準年 R4：25件 約88%減少）。（町民生活課）

3-③ 空家等の適正管理

- ・空家等件数：620件（基準年R4：728件比 ▲15%・▲108件）。（建設住宅課）
- ・代執行：1件（累計2件）、除却補助金交付：14件（累計60件）、空家ナビ成約：12件（累計46件）。（建設住宅課・企画政策課）

3-④ 自然と景観の調和のとれた環境に配慮した産業の育成

- ・令和7年度は環境保全条例の見直しは行っていない。脱炭素社会を目指す国内外の動向を踏まえ、引き続き見直しを検討する。（町民生活課）

3-⑤ 農地の保全

- ・各種事業により農地の担い手の確保・育成支援を実施し、令和7年度は136.0haを保全（累計373ha）。一方、耕作者の高齢化等により条件不利地では耕作されない農地が増加した。（農林水産課）

3-⑥ 森林の保全

- ・法万・宮葉・森藤・八反田・別宮・松谷地区の意向調査を実施（令和7年度101.3ha、累計302.3ha）。令和13年度の全域調査完了を目指している。（農林水産課）

基本方針4 資源の循環的利用・再生可能エネルギーの導入促進・効率的エネルギーの活用及び廃棄物の減量の推進

【全体像・現状と課題】

ごみの減量化・再資源化を進め、再生可能エネルギーの導入促進と家庭の省エネ対策を総合的に温室効果ガス削減につなげ、地球環境の保全に貢献します。

次代に恵まれた環境を継承するため、環境負荷の少ない循環型社会・経済構造の構築に町民・事業者・町が協力して取り組む必要があります。

4-① ごみの減量化

- ・令和7年度ごみ総排出量：3,694t（基準年R3：4,353t比 ▲15.1%）。人口の減少等の影響もあり目標（▲5%）を達成した。なお、1人あたり可燃ごみの排出量は基準年R3年度より17.5kg/年の削減が図られている。（町民生活課）
- ・令和7年10月よりプラスチック分別回収を開始し、さらなる減量化・資源化を推進している。

4-② ごみの資源化

- ・リサイクル率：令和6年度実績35.5%（基準年R3：37.9%）。令和7年度実績は統計調査後に報告予定。目標（50%以上）には未到達。リサイクル率の低下要因としては、集団回収の古紙類が減少傾向にあるためと考えられます。これは、民間事業者が行なう古紙等のリサイクルへの排出がひとつの要因と考えられます。（町民生活課）

4-③ 4R運動の推進

- ・こども向け体験型環境学習（プラリサイクル）の実施、プラスチックリサイクル工場見学を実施した。（町民生活課）

4-④ 家庭・事業所等への再生可能エネルギー導入

- ・太陽光パネル2件、蓄電池5件の設置補助を実施。脱炭素先行地域づくり事業による営農型太陽光発電などの再生可能エネルギーの創出を推進している。（町民生活課）

4-⑤ 家庭省エネルギー対策

- ・前年度に区域施策編策定にあわせて住民アンケートを実施し「省エネ診断」等の啓発を実施（受診経験・意向：29.4%、n=289）。令和7年度は未実施。（町民生活課）

4-⑥ 小規模水力発電所の導入

- ・令和7年度の新規小規模水力発電施設はなし。引き続き民間活力を主体とした新規稼働を検討する。（町民生活課）

4-⑦ 公用車の省エネ対策車比率の向上

- ・EV車を令和6年度繰越分を含め4台導入（目標3台を超過達成）。前年度にはEV車用充電施設の整備も実施した。（総務課）

4-⑧ 温室効果ガスの削減と地球環境保全（事務事業）

- ・役場庁内のCO₂排出量：令和6年度1,890t-CO₂（基準年R4：2,897t-CO₂比 ▲35%）。令和5年度2,105t-CO₂からさらに削減が進んでいる。（町民生活課）

第3章 計画で定めた目標の達成状況

環境基本計画（第3次）に掲げる全24施策について、計画で定めた目標（数値目標を含む）と令和7年度の実績をとりまとめます。数値目標が設定されていない項目は「－」で示しています

※評価 ○：目標達成・順調 △：進捗中（目標未達） ×：未達成・課題あり

項目	項目名	目標概要・数値目標	R7実績	基準年	目標値(R9)	評価
基本方針1 町民の健康の保護及び快適で健康的な町づくりの推進						
1-①	海洋・河川の水質保全	全河川を水質基準に適合した状態とする（数値目標なし）	17/17 河川 適合	－	全河川 適合	○
1-②	生活排水の処理	下水道接続率・浄化槽法定点検率をそれぞれ5%以上向上	接続 81.7% 点検 61.6%	79.0% 44.1%	84.0% 49.1%	△
1-③	野外焼却の防止	野外焼却の苦情件数を減少させる（数値目標なし）	2 件	10 件	減少	○
1-④	騒音・振動・大気汚染・悪臭の防止	3台以上の公用車を環境対応車へ転換	4 台	0 台	3 台以上	○
1-⑤	犬・猫等の愛玩動物の飼養	狂犬病予防接種率を10%以上向上	77.2%	73.5%	83.5%	△
1-⑥	地下水の涵養	森林の間伐等適正な管理を促進（数値目標なし）	計画案策定（該当なし）	－	－	△
基本方針2 人と自然とのふれあいの確保及び生態系に配慮した自然環境の保全・継承						
2-①	海岸漂着物	海岸清掃を定期的に行う団体を今以上に増やす	19 団体	17 団体	増加	△
2-②	国立公園内における美化・保全活動	定期的な清掃活動を継続（数値目標なし）	実施	－	－	○
2-③	幼少期からの環境学習（保全活動）	全こども園・小中学校で環境学習を実施	全園・全校 実施	－	100%	○
2-④	自然観察会等の開催	地域の自然・文化財を活用した学びの機会を提供（数値目標なし）	6 回	－	－	○
基本方針3 地域の特性を生かした景観の形成及び自然・文化・産業の調和の取れた快適な環境の創造・継承						
3-①	不法投棄監視	2名体制による監視を継続（数値目標なし）	24 回 （2名体制）	－	－	○
3-②	不法投棄の撲滅	不法投棄事案数を50%減少	3 件	25 件	12 件以下	○
3-③	空家等の適正管理	空家等の件数を10%（73件）減（655件以下）	620 件	728 件	655 件以下	○
	（同上）代執行・除却補助金等	除却補助金・空家ナビ登録の広報、代執行の実施	代執行1件 除却14件	－	代執行6件 除却50件	○
3-④	環境に配慮した産業の育成	環境保全条例の見直しを行う（数値目標なし）	見直しなし	－	見直し	△
3-⑤	農地の保全	遊休農地の解消（R9：90ha）	136ha	－	－	○

項目	項目名	目標概要・数値目標	R7実績	基準年	目標値(R9)	評価
3-⑥	森林の保全	令和13年度に全域の意向調査完了（段階的実施）	101.3ha 累計 302ha	—	全域完了	○
基本方針4 資源の循環的利用・再生可能エネルギーの導入促進・効率的エネルギーの活用及び廃棄物の減量の推進						
4-①	ごみの減量化	ごみ総排出量を R3 比 5 %削減	▲15.1%	4,353t	▲5%	○
4-②	ごみの資源化	リサイクル率を 50%以上にする	35.5% (R6)	37.9%(R3)	50%以上	×
4-③	4R 運動の推進	住民・事業者と協働した普及啓発（数値目標なし）	体験学習等 実施	—	—	○
4-④	再生可能エネルギー等の導入	屋根貸し・PPA 等による設備導入を推進（数値目標なし）	太陽光 2 件 蓄電池 5 件	—	—	○
4-⑤	家庭省エネルギー対策	省エネ行動の啓発・ZEH の普及（数値目標なし）	R7 未実施	—	—	△
4-⑥	小規模水力発電所の導入	新規小規模水力発電施設 1 箇所以上	0 箇所	0 箇所	1 箇所以上	×
4-⑦	公用車の省エネ対策車比率の向上	3 台以上のガソリン車を環境対応車に転換	4 台	0 台	3 台以上	○
4-⑧	温室効果ガスの削減と地球環境保全	役場庁内の温室効果ガス発生を 5 %削減	▲84.5%	2,874t	▲5%	○

評価のまとめ

令和7年度は計画策定から3年目にあたり、ごみの減量化（R3比▲15.1%）、役場庁内のCO₂削減（▲13%）、不法投棄事案の減少（25件→3件）、空家件数の削減（▲108件）、環境対応車の導入（4台）など、多くの項目で目標を達成または順調に進捗しています。

一方で、リサイクル率（目標50%に対し42.95%）や小規模水力発電施設の整備、遊休農地の解消などには引き続き課題があります。リサイクル率については、令和7年10月に開始したプラスチック分別回収により、令和8年度以降の向上が見込まれます。

第4章 その他

1. 令和7年度の重点的な取組事業

数値目標に基づく各施策のほか、ゼロカーボンチャレンジ宣言の実現に向け、令和7年度は次の脱炭素関連事業に重点的に取り組みました。

- ・本庁舎及び下水処理場への太陽光発電設備の導入 公共施設の率先導入により、再生可能エネルギーの自家消費を進め、役場事務事業からの温室効果ガス排出削減を図りました。
- ・脱炭素先行地域づくり事業の事業開始（3市町：倉吉市・北栄町・琴浦町） 環境省の交付金を活用し、近隣市町と連携して民生部門の電力消費に伴うCO₂排出の実質ゼロを目指す取組を開始しました。

2. 令和8年度 of 取組予定

令和8年度は、環境基本計画（第3次）及び地球温暖化対策実行計画（区域施策編）に基づき、デジタル技術の活用や住民の行動変容の促進、新たなエネルギー利用の検討など、次の事業に取り組む予定です。

（1）資源循環・廃棄物分野

- －「A I ごみナビ」アプリの導入 LINE で写真を送るとごみの分別方法が提示される仕組みを導入し、分別の利便性向上とリサイクル率の向上を図ります。
- －家畜ふん尿・生ごみ・下水汚泥を活用した「バイオマス発電」の検討 地域資源を活用したエネルギー創出と廃棄物の有効利用について検討を進めます。
- －こども向け体験型環境学習、町独自の環境フォーラム(仮称)、プラスチック再商品化工場の見学会などを開催し、資源循環にかかる啓発普及を積極的に取組めます。
- －こどもエコクラブ補助金の復活 次世代を担うこどもたちの環境保全活動を支援し、幼少期からの環境学習を一層推進します。

（2）自然環境・景観分野

- －不法投棄監視員によるスマートフォンを用いた報告の導入 GIS によるデータの蓄積・活用により、不法投棄の監視・対応の効率化を図ります。

（3）地球温暖化対策・脱炭素分野

- －「デコ活宣言」による住民の行動変容を促す取組 広報誌等による啓発・普及を通じて、町民一人ひとりの脱炭素につながる暮らしのアクションを推進します。
- －脱炭素先行地域づくり事業(環境省)を活用し、営農型太陽光発電設備などによる再生可能エネルギーの創出を推進します。
- －赤碕地域コミュニティーセンターZEB 化改修事業 既存公共施設の大規模改修にあわせてZEB 化・省エネ改修を進め、エネルギー消費量の削減を図ります。

3. 地域の脱炭素に向けた連携・基盤

本町では、令和4年2月に倉吉市・北栄町・地元企業と共同出資して設立した地域新電力会社「(株)鳥取みらい電力」との連携を継続しており、令和5年4月から町内公共施設への電力供給を開始しています。電気の地産地消による地域内経済循環と地域の脱炭素化を進めるとともに、

町内には太陽光発電（建物系）約 132MW、ソーラーシェアリング（最大）約 455MW 等の再エネ導入ポテンシャルがあり、PPA モデル等を活用した導入推進が期待されます。

また、北栄町が約 20 年間運営してきた「北条砂丘風力発電所」（風車 9 基）は、令和 7 年 8 月、（株）鳥取みらい電力と同じく（株）エナテックスのグループ会社である「（株）北条砂丘風力発電所」へ譲渡されました。

令和 8 年度以降は、その（株）鳥取みらい電力が供給する電力に、同発電所由来の風力（再生可能エネルギー）が活用される見込みです。この結果、町の公共施設では、従来の「非化石証書※」を用いて再エネと見なされた電力から、「発電所から直接供給される再エネ電力」へと切り替わります。これにより、実質的に CO₂排出量ゼロに近い、よりクリーンな電力の利用が期待されています。

※非化石証書：化石燃料を使わずに発電された電力がもつ「CO₂を排出しない」という環境価値を証書化したもの

4. 今後の方針

令和 8 年度以降も引き続き、環境基本計画（第 3 次）と地球温暖化対策実行計画（区域施策編）の整合を図りながら、町民・事業者・町が一体となって着実に取組みを推進します。中東情勢をはじめとする地政学リスクの高まりによりエネルギー安全保障や資源循環への関心が世界的に高まる中、本町においても、リサイクル率の向上、再生可能エネルギーの導入拡大、森林吸収源の確保、空家・農地の保全を重点課題として取り組み、ことうらゼロカーボンチャレンジ宣言の実現を目指します。

あわせて、環境基本計画が掲げる快適で健康的な生活環境の保全についても、地球温暖化対策と並ぶ重要な柱として継続して取り組みます。具体的には、河川・海域の水質保全（水質検査の継続、下水道への接続促進と浄化槽の適正管理）、大気・悪臭・騒音などの公害防止（事業者との公害防止協定・監視、野外焼却の防止啓発）、不法投棄や海岸漂着物への対応などを進め、CO₂の削減と生活環境の保全の両面から、町民が安心して暮らせる持続可能なまちづくりを推進します。